

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和6年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する業務
②事務の概要	<p>児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、手当を支給する制度である。</p> <p>児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額決定、各種通知書の作成を行う。</p> <p>子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <p>①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 (児童手当法施行規則第1条の4、等)</p> <p>②現況届の確認に関する事務 (児童手当法施行規則第4条、等)</p> <p>③地方税関係、年金給付関係等の情報確認に関する事務 (情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、施設台帳情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表の81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 情報提供・・・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項)</p> <p>情報照会・・・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>田原本町 こども未来課 こども支援係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-33-9036</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署、所属長	健康福祉課長 三浦 明	健康福祉課長 松原 伸好	事後	人事異動による
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(記載なし)	・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉課	こども未来課	事後	機構改革による
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署、所属長	健康福祉課長 松原 伸好	こども未来課 吉村 伸一	事後	機構改革による
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ、連絡先	田原本町 健康福祉課 子育て支援係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-34-2098)	田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9036)	事後	機構改革による
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	こども未来課長 吉村 伸一	住民福祉部次長こども未来課長事務取扱 榎井 孝安	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	住民福祉部次長こども未来課長事務取扱 榎井 孝安	こども未来課長	事後	人事異動による
平成31年4月1日	連絡先	田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-33-9036	田原本町 こども未来課 こども支援係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-33-9036	事後	機構改革による
平成31年4月1日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による
令和3年6月1日	請求先	電話番号 0744-34-2073	電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号変更による
令和3年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人数	平成26年12月27日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和3年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者数	平成27年11月25日	令和3年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和4年6月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	情報提供・・・番号法第19条第7号、同法別表第二の75の項 情報照会・・・番号法第19条第7号、同法別表第二の74の項	情報提供・・・番号法第19条第8号、別表第二74、75の項 ・別表第二主務省令 第40条 情報照会・・・番号法第19条第8号、同法別表第二の26、30、87の項 ・別表第二主務省令 第19条、第44条	事後	番号法の改正による変更
令和4年6月1日	評価実施機関における担当部署①部署	住民福祉部こども未来課	健康福祉部こども未来課	事後	機構改革による
令和4年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和5年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和5年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一の56の項	番号法第9条第1項、同法別表の81の項	事後	法改正等による改正
令和6年6月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報提供・・・番号法第19条第8号、別表第二74、75の項 ・別表第二主務省令 第40条 情報照会・・・番号法第19条第8号、同法別表第二の28、30、87の項 ・別表第二主務省令 第19条、第44条	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 情報提供・・・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 情報照会・・・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)	事後	法改正等による改正
令和6年6月1日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求連絡先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108	事後	電話番号変更による
令和6年6月1日	しきい値判断項目2. 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和6年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和6年6月1日	関連情報1. ②	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、手当を支給する制度である。 児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。 子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 (児童手当法施行規則第1条第4項、等) ②現況届の確認に関する事務 (児童手当法施行規則第4条、等) ③地方税関係、年金給付関係等の情報確認に関する事務 (情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、手当を支給する制度である。 児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。 子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 (児童手当法施行規則第1条の4、等) ②現況届の確認に関する事務 (児童手当法施行規則第4条、等) ③地方税関係、年金給付関係等の情報確認に関する事務 (情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	事後	標記の修正